

愛知県都市職員共済組合貸付規程

○ 愛知県都市職員共済組合貸付規程

(昭和 38 年 5 月 17 日)
(昭和 38 年規程第 1 号)

改正 昭和 40 年 3 月 5 日規程第 2 号
昭和 41 年 4 月 1 日規程第 2 号
昭和 45 年 4 月 11 日規程第 2 号
昭和 47 年 3 月 15 日規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の資金を、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、組合を組織する地方公共団体（以下「市等」という。）の一時借入れに対する貸付について、必要な事項を定めるものとする。

(昭40規程2・一部改正)

(貸付期間)

第 2 条 貸付け期間は、4 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までの間とする。

(昭40規程2・全部改正)

(貸付限度)

第 3 条 貸付金の総額及び市等への貸付限度は、業務上の余裕金の範囲で理事の会議にはかかって定める。

(貸付利子)

第 4 条 貸付の利子は、年利 6.5%とする。ただし、理事長が必要と認めた場合には、別に定めることができる。

2 利子の納付は、返済期日とする。ただし、貸付期間中に 9 月 30 日が到来するとき、その日までの利子を納付しなければならない。

(昭40規程2、昭41規程2、昭45規程2、昭47規程3・一部改正)

(申込方法)

第 5 条 貸付けを受けようとする市等は、借入申込書（別記様式第 1 号）の借入れの額を定めた予算書を添えて理事長に提出しなければならない。

(昭40規程2・一部改正)

(貸付の決定)

第 6 条 貸付申込書の提出があったときは、法令及びこの規程に違反する場合を除き、資金貸付決定通知書（別記様式第 2 号）により、当該市等へ通知しなければならない。

(貸付方法)

第 7 条 前条の決定を受けた市等は、直ちに借用証書（別記様式第 3 号）に、収入役の領収書を添えて組合に提出し、貸付金を受け取らなければならない。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、貸付けについて必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公告の日から施行する。
- 2 貸付利子については、第4条の規定にかかわらず、当分の間日歩2銭とする。

附 則（昭和40年3月5日規程第2号）

この規程は、公告の日から施行する。ただし、第4条の改正規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日規程第2号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（昭和45年4月11日規程第2号）

この規程は、公告の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年3月15日規程第3号）

この規程は、公告の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

別記様式第1号

第 号

借 入 申 込 書

1 金 額

2 用 途

3 返 済 財 源

4 借入予定日 年 月 日

5 返 済 期 日 年 月 日

愛知県都市職員共済組合貸付規程により、上記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申込みます。

年 月 日

市 長
管理者

印

愛知県都市職員共済組合理事長 殿

別記様式第2号

都共第 号

資 金 貸 付 決 定 通 知 書

1 金 額

2 貸付期日 年 月 日

3 返済期日 年 月 日

上記のとおり、愛知県都市職員共済組合の資金を貸付けることに決定しましたから、借入れの手続きをされますようお知らせします。

年 月 日

愛知県都市職員共済組合
理事長

印

市 長
管理者

殿

別記様式第3号

借 用 証 書

¥ _____

上記の金額を本日次の条件で借用しました。ついては、愛知県都市職員共済組合貸付規程を守り元利金は、期日に必ずお返しします。

記

1 利 率

2 返済期日 年 月 日

3 利子支払期日 年 月 日

4 元利支払の場所 理事長の指定する場所

年 月 日

市 長
管理者

Ⓜ

愛知県都市職員共済組合理事長 殿